



◆ 確定申告に必要なもの ◆

- 🌿 お忘れの書類はありませんか？
- 🌿 申告会場に来る前にもう一度確認しましょう！

- ★ 持ち物
 - 🐟 全員
 - 🌿 マイナンバー（個人番号カードまたは通知カード+本人確認書類）
 - 🐟 対象の方
 - 🌿 申告書お知らせはがき（税務署から送付されたもの）
 - 🌿 【還付を受ける方】→申告者名義の預金通帳

★ 収入を証明するもの 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの収入が対象です。

給与	<input type="checkbox"/> 給与所得の源泉徴収票（原本）	※複数ある場合は、すべて必要です。例年複数あるうちの一部をお忘れの方がいらっしゃいます。該当の方は必ずご持参ください。
年金	<input type="checkbox"/> 公的年金等の源泉徴収票（原本） ※企業年金や厚生年金基金は「公的年金等」に含まれます。「雑その他」の収入ではありません。	
営業・農業 不動産	<input type="checkbox"/> 収支内訳書（必ず事前に作成をお願いします。）	
一時	<input type="checkbox"/> 収入額と必要経費の記載された証明書（「支払保険金額等のお知らせ」など）	
シルバー 人材センター （雑所得）	<input type="checkbox"/> 配分金支払証明書 ※シルバー人材センターの配分金も忘れずに申告しましょう。	



※申告されることが多い事例を記載してあります。

★ 控除を証明するもの 令和3年1月1日から令和3年12月31日までに支払った分が対象です。

医療費	<input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書（必ず事前に作成をお願いします。） ☆生命保険、高額療養費、出産育児一時金等から補てんされる金額は支払額から差し引いてください。 ※介護老人施設などでの施設サービス費用は、領収書に「医療費控除対象額」が明記されていることを確認してください。 ※おむつ代の控除を受けるには「おむつ使用証明書」が必要です。なお、介護保険の要介護認定を受けている方が2年目以降も控除を受ける場合には、健康福祉課で発行する「主治医意見書内容確認書」で代用できる場合があります。 ※予防接種や健康診断等の予防に関するもの、診断書代、自己都合の差額ベッド代、治療に直接関係しないマッサージ等は対象外です。
社会保険料	<input type="checkbox"/> 控除証明書または納付済証明書、領収書（国民年金保険料、任意継続保険料などが対象です。） ※国民年金保険料は、控除証明書（領収書）の提示または添付が必須です。該当の方は、必ず用意してください。
生命・地震保険	<input type="checkbox"/> 控除証明書
寄附金	<input type="checkbox"/> 受領証または領収書（寄附者、寄附先、寄附額が記載されたもの）
障がいをお持ちの方	<input type="checkbox"/> 障害者手帳、療育手帳、要介護認定に伴う障害者控除対象者認定書など

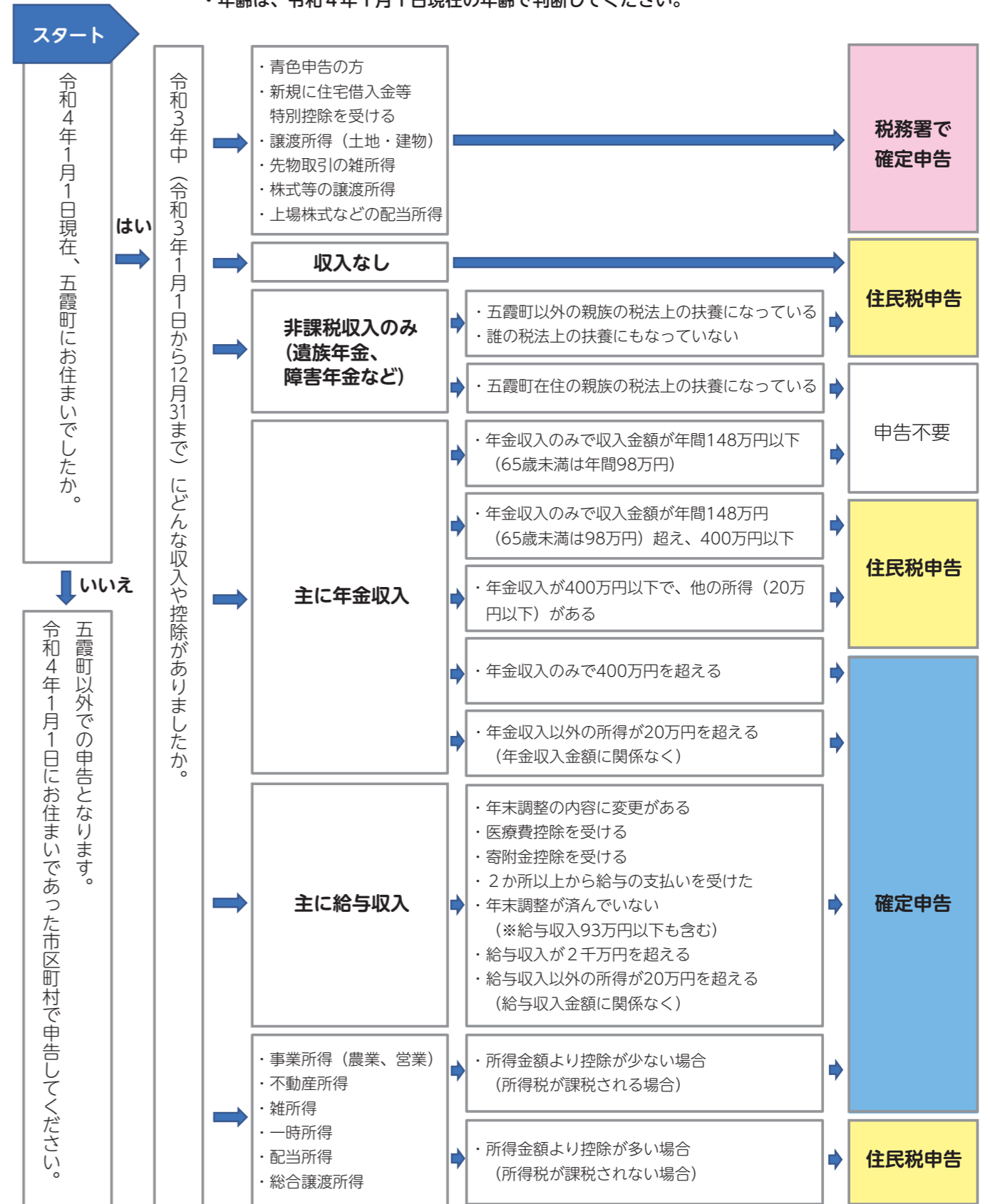
※申告されることが多い事例を記載してあります。

確認してみよう!!

申告フローチャート

あなたは申告が必要・不要？

- ・簡易に判断する場合のフローチャートです。不明な点はお問い合わせください。
- ・納め過ぎた所得税の還付申告を受ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。
- ・年齢は、令和4年1月1日現在の年齢で判断してください。



所得税・町県民税（住民税）の申告は、申告は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定基礎となるものです。申告が済んでいないと、各種保険税等の軽減措置が受けられなかったり、所得証明書等の発行ができない場合がありますので、忘れずに期限内に申告してください。